

商品概要説明書

J A教育ローン（ジャックス）

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

商品名	J A教育ローン（ジャックス）
ご利用いただける方	<p>○個人の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 70 歳以下の方。</p> <p>○安定・継続した収入のある方。</p> <p>○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。</p> <p>○借換の場合は、対象教育ローンで直近 6 か月以内に返済遅延のない方</p> <p>○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○次のご資金が対象です。</p> <p>①在学時に必要な資金（授業料（前期・後期分の授業料は 1 年分を上限に一括融資可）・教材費・学校指定の短期留学費用・部活やサークル活動に必要な資金）。</p> <p>②入学時に必要な資金（入学金・教材費・制服代・寄付金、ただし、学校債は対象外）。</p> <p>③受験に必要な資金（受験料・教材費・交通費・宿泊費）。</p> <p>④アパート等入居時の資金（敷金・礼金・仲介手数料・前払い家賃（当月・翌月分）・引越費用（在学期間を含む）・一括前払家賃の賃貸借契約の場合は、その 1 年分を上限とした資金）。</p> <p>⑤上記①～④の資金で申込受付日から 3 ヶ月前までに支払済みとなった領収書のある資金。</p> <p>⑥教育ローンの借換資金</p> <p>⑦仕送資金（月額家賃を含む） 上記のうち、⑦のみの申込は対象外 ただし、事業性資金・投機等不健全な資金は除きます。</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、歯科・医科・薬科大学または学部の場合は、1,000 万円以内とします。 また、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。</p>
借入期間	<p>○元金据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内（1 か月単位）とします。 ただし、借換資金のみの場合は、残存償還期間以内とします。 ※元金据置期間 入学前の 7 か月間、卒業予定年月までの在学期間、卒業後の 6 か月間を上限と</p>

	<p>して元金を据え置き、お利息のみのお支払いが可能です。</p> <p>なお、据置元金は、専門学校・短大・大学・大学院の入学に必要な資金と在学中に必要な資金に限ります。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>
保証料	<p>○分割後払方式</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料はお借入金利に含まれます。</p>
団体信用生命共済	<p>○お借入時の年齢が満66歳未満の方（三大疾病保障特約付団体信用生命共済は満51歳未満の方）はご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p>

	<table border="1" data-bbox="536 199 1377 398"> <tr> <td>団体信用生命共済名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.4%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.55%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.4%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.55%								
団体信用生命共済名	加算利率																
団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%																
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.4%																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.55%																
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済(3年以内)の場合…3,240円 全額繰上返済(3年超5年以内)の場合…2,160円 全額繰上返済(5年超7年以内)の場合…1,080円 全額繰上返済(7年超)の場合…無料</p> <p>②一部繰上返済の場合…3,240円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>																
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融業務推進部融資課(電話：042-666-6511)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="459 1424 1418 1691"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														

	<p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A 八王子